

令和3年11月22日

領事メール

【件名】【大使館からのお知らせ】日本における新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（オマーン政府発行ワクチン接種証明書）

【ポイント】

○オマーン政府発行のワクチン接種証明書は、日本への入国・帰国に際し有効となりました。

【本文】

1 11月19日、日本国政府は、「水際対策強化に係る新たな措置（18）」の記載内容を変更しました。これに伴い、オマーン政府発行ワクチン接種証明書は日本への入国・帰国に際し有効となりましたので、お知らせ致します。詳細は、以下外務省海外安全HPをご参照ください。

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificate\\_to\\_japan.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificate_to_japan.html)

2 入国時・帰国時の検疫で、有効なワクチン接種証明書の「写し」を提出する方は、検疫所が確保する宿泊施設での3日間の待機や、入国後14日間の待機期間の一部※が短縮されます。詳細は、以下厚生労働省HPをご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00307.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00307.html)

※入国後14日間の待機期間の一部を短縮するためには、入国後10日目以降に自主検査を受け、厚生労働省（入国者健康確認センター）に陰性の結果を届け出すことが必要です。

なお、緩和を受けるために検査を受ける検査機関については、以下のサイトに掲載されている医療機関又は検査機関に限られます。

<https://www.c19.mhlw.go.jp/search/>

検疫所が確保する宿泊施設で6日又は10日間の待機対象となっている指定国・地域から入国・帰国する方は、本措置の対象外となりますのでご注意ください。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスに自動的に配信されております。

(問い合わせ先)

在オマーン日本国大使館領事班

－住所 : Villa No. 760、 Way No. 3011、 Jamiat Al-Duwal Al-Arabiya Street、  
Shati Al-Qurum

－電話 : (+968) 24601028

－FAX : (+968) 24698720

－ホームページ : [https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)